

第5回 GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ

議事概要

日時：令和6年12月19日（木）10：15～12：15

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室 ※対面・オンライン会議併用形式

- 議事：
1. 開会
 2. 事務局資料説明
 3. 意見交換
 4. 閉会

出席構成員：

有村 俊秀	早稲田大学政治経済学術院 教授・環境経済経営研究所 所長
伊藤 さゆり	株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 常務理事
上野 貴弘	（一財）電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー（サステナビリティ） 上席研究員
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授・副学長
工藤 拓毅	（一財）日本エネルギー経済研究所 理事
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
望月 愛子	株式会社経営共創基盤 取締役CFO マネージングディレクター
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科 教授
吉高 まり	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ）

オブザーバー：

（一社）日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会

○若林参事官　定刻になりましたので、ただいまから第5回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループを開催いたします。初めに、内閣官房GX実行推進室・龍崎次長から御挨拶を申し上げます。

○龍崎次長　おはようございます。龍崎でございます。本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

このWGも本日で5回目を迎えます。排出量取引制度ですけれども、既に導入している国や地域でも、長年にわたって試行錯誤を重ねており、これが正しいという絶対的な解がない中で、私ども制度設計に関わる事務局も日々悩みながら検討を進めております。そうした中で、このWGでは毎回、私どもが物事を考えていく上で指針となるような、大変示唆に富んだ御意見をいただいていると思ってございます。

本日は、前回のそうした大変貴重な御意見も踏まえまして、事務局から実務面も踏まえた、より詳細で網羅的な制度設計の案をお示しさせていただきたいと思ってございます。

今回が最終回ということでございまして、議論をぜひ尽くしていただきまして、産業政策として意味のあるものに仕上げていただければと思ってございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○若林参事官　それでは、以降の議事進行は座長にお願いいたしたいと思います。大橋座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋座長　改めまして、おはようございます。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、龍崎次長からもございましたけれども、今回をもちまして、本ワーキンググループは最終回という予定でございます。本日も事務局から御説明いただく排出量取引制度の論点整理案に基づいて忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から前回の皆様方の御議論を踏まえて、GX実現に資する排出量取引に制度に係る論点の整理案ということで資料を御用意していただいておりますので、こちらをまず御説明いただいた後に、皆様から質疑応答とさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から資料の御説明をお願いします。

○若林参事官　大橋座長、ありがとうございます。それでは、前回と重なっている部分もありますので、今回新しく付け加わっている資料を中心に、私どもから具体案について御説明させていただきたいと思います。

まず資料14ページ目を御確認ください。2026年度より開始する排出量取引制度の全体像でございます。まず、その制度の対象となる制度対象者の皆様につきましては、CO₂の直接排出量が前年度までの3か年平均で10万トン以上の法人単体を対象にしていくという考え方でやりたいと思っております。他方、その義務対象者である親会社が密接な関係にある子会社も含めて一体での手続履行を可能とするための認定制度も創設したいと考えております。

次に、2段目でございますけれども、排出量取引制度の内容として「③排出枠の償却義務」のところを先に御説明させていただきますが、排出枠の割当ての申請は、まず政府指針に基づいて算出した排出枠の量を全量無償の割当てという形で、企業に割当て申請をしていただきます。その際、企業は自らの排出量について第三者機関による検証を受けた上で、毎年度、国に報告いただくことを考えております。

排出枠の償却については、検証を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠の償却をGX推進法において義務づけることを想定しております。

不履行時の扱いですが、償却義務の未履行分×上限価格の1.X倍の支払いを求めるという形で実効性をしっかり確保していきたいと思っております。

一方で、「②移行計画」です。まさに企業の皆様の排出者として社会的なコミットメントとして、移行計画、つまり、2050年カーボンニュートラル実現に向けた排出削減目標等を提出していただくことを考えております。例えば、NDCも意識しながら、2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な見通しを企業の方に出していただいて、国が集計し、それを公表するというを考えております。

「④価格安定化措置」は前回も御説明しておりますが、排出枠の上下限価格を設定いたしまして、排出枠が不足する事業者については、排出枠の価格高騰時には上限価格×不足分の支払いによって義務を履行したものとして見なす措置というのを今回、法律上位置づけていくということを考えています。

一方で、一定期間以上市場価格が下限を下回って低迷する場合、脱炭素投資が進めにくい環境であるということでありまして、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調節するとともに、最終的には割当基準の強化を検討していきたいと思っております。

「⑤排出枠の取引市場」でございます。これはGX推進機構が市場を開設することとしたいと思っております。その際、制度対象者に加え、カーボンクレジットについて一定の

取引経験を有する取引業者、あるいは制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認めていきたいと思っております。

次に、19ページ目をご覧ください。これが算定報告及び排出枠償却に係る手続の全体像です。排出量の算定につきましては、まず自社の工場・輸送に係るCO₂の排出量を1年分算定いただきます。その算定いただいた期中において、企業の皆様には第三者認証を受けた上で割当申請をしていただいて、その期中の間にT年度分の排出枠の割当てを実施することを考えております。排出枠は無償での割当てです。

そのT+1年度、1年分の排出量の算定を行った翌年のタイミングで排出実績の報告を国にいただくことを考えておりまして、この際にも第三者による検証を受けていただく形です。これを踏まえて償却義務量を確定するというようにしたいと思っております。

このT+1年度の間、このT年度の排出枠の償却期限を設定することを考えておりまして、この⑥で、償却義務量と等量の排出枠の償却をお願いしたいと思っております。余剰分は翌年度に持ち越すこと、つまり、バンキングも可能とする制度にしたいと思っております。一方、償却義務量を償却しない制度対象者には、実効性を確保するために、この名称についてはまだ検討中ではございますけれども、未償却相当負担金、つまり、償却義務の未履行分の排出枠の量に応じた負担金の支払いを求めるという形にしたいと思っております。制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担うことを想定しています。

20ページをご覧ください。排出量の算定の考え方といたしまして、毎年度、制度対象者の方々は自らのCO₂の直接排出量を算定し、これと等量の排出枠の償却を行うことを義務づけられるという形になります。排出量の算定ルールの詳細は省エネ法、あるいは温対法SHK制度の既存制度もございますので、これに基づいた算定ルールを考えております。

一方で、制度対象事業者の事務負担軽減という観点から、省エネ法、温対法SHK制度におけるエネルギー使用量や排出量等の定期報告に係るシステムとの連携を実施したいと考えております。

次に、21ページ目をご覧ください。カーボンクレジットについては、中小企業を含めた制度対象者外の事業者による脱炭素投資の促進を図るという目的、もう一つは、制度対象者自らが製品・サービスを通じてスコープ3における排出削減を行うことで生まれる環境価値を制度内に取り込むというこの2つの目的で、政府が運営するJ-クレジット、JCMの活用を認めていくという形にしたいと考えております。

そのうち、スコープ3における排出削減の努力というのは、例えば22ページ目を見てい

たきますと、現行 J ークレジット制度では、バイオ潤滑油の方法論が存在しております。この方法論では、化石燃料由来の工業用潤滑油をバイオ由来のものに替えることで、廃棄物として焼却する際の CO₂ が削減される効果に着目し、削減された排出量を J ークレジットとして価値化することを認めております。こうした J ークレジット制度の活用を排出量取引制度内で認めていくことによって、スコープ 3 の削減価値を制度内に取り込めると考えております。今後は、グリーンケミカル等、まだ方法論が確立されていないものも今後確立していきながら、グリーン製品の供給を通じて生み出される削減価値を制度に取り込んでいきたいと考えています。

23 ページ目をご覧ください。ボランタリークレジットをどうするのかというのが 1 つの論点になってきています。現状の J クレジット制度では、DACCS 等の先進的な取組や、環境配慮型コンクリート等について、方法論の確立に向けた議論を開始しております。

2 国間クレジット制度 (JCM) についても、例えばインドネシアにおける CCS プロジェクトなどを推進しておりまして、CCS 等の方法論の策定に向けた検討を実施しております。このようなことから、海外ボランタリークレジットの活用は認めずに、J ークレジットや JCM の方法論の拡大を優先して進めることで、これら先進的な技術の導入、インセンティブを高めていく方向にしたいと考えております。

24 ページ目をご覧ください。排出量の第三者検証についてです。これは排出量取引制度を世界的に見ても、排出量 1 トンが金銭的価値に変換されるという制度になりますので、排出実績については第三者による確度の高い検証を求めるといような制度になっております。

他方、今回、我々は日本の第三者検証のインフラというのを鑑みた場合に、第三者機関、あるいは制度対象事業者のほうで、この体制整備に一定期間を要するのではないかと考えております。したがって、制度開始当初より法人全体の排出量に対して一律に高い水準での保証を要求するのではなく、一定規模以上の事業所と、その他の比較的小規模な事業所においては、異なる保証水準を適用するなどを検討していきたいと考えております。

25 ページ目は、国、事業者、第三者機関の皆様が排出量の割当てについてどのような役割分担を果たしていくかを表したイメージです。削減目安の策定方法としまして、①指針を国がつくり、②事業者の皆様は、国に申請する割当量を国の指針に基づいて算定いただきます。③これを踏まえて第三者機関の皆様には申請の内容について算定根拠や手順等を確認していただいて、国の指針に適合していれば認証するという制度にしたいと思ってお

ります。その上で、④事業者の皆様には認証された排出枠の割当申請を行っていただいて、⑤申請内容を確認して割当量を決定・公表するという形で考えております。

26ページ目をご覧ください。第三者機関というのは非常に重要な役割を果たしていくということで、公正かつ適切に行う能力を有することを担保するための登録制度をGX推進法に入れていくことを考えているということでもあります。

27ページ目をご覧ください。政府指針に基づく割当ての考え方についてです。まず業種別の基準ということで、業種別ベンチマークとグランドファザリングを組み合わせしていく。これに加えて、その他の勘案事項として、早期削減、リーケージリスク、研究開発投資の状況、活動量の変動等についての個別調整を考えております。

順に御説明いたします。28ページ目をご覧ください。ベンチマーク方式は、一定のプロセスの上位○%から●%の排出水準となるように割当量を設定する方式です。一方、グランドファザリング方式は、基準年の排出実績から毎年○%排出削減となるように割当量を設定する方式です。グランドファザリング方式は簡便ではありますが、ベンチマーク方式のほうが先行削減の努力を認められるということで、優れた指標であると考えております。

31ページ目をご覧ください。グランドファザリングについては、先行削減の努力が認められにくいところを補うために、我々としては、個別調整の中で早期削減の勘案をしたいと思っております。基準年度の排出実績というのが図の真ん中にありますけれども、それと起点となる過去の年度の実績で、それぞれグランドファザリング率を適用していきます。基準年度からのグランドファザリング率の適用については、このオレンジの破線の部分になります。一方で、過去の年度の実績はブルーの破線部分になるということで、ブルーの破線とオレンジの破線の間はオレンジの棒グラフの部分について、毎年度、過去の削減努力分であるとして、追加の割当てを実施することを考えているということでございます。

それから、リーケージリスクについては33ページ目をご確認ください。これはオーストラリアの制度を参考にしながら考えております。事前にリーケージリスクのある業種の制度対象者に対して追加割当をするというやり方ではなくて、実際にそういうリーケージリスクに直面している方々の排出枠が不足して、追加で排出枠を買わなければいけないような局面になったときに、それを緩和してあげる措置を入れていくというイメージであります。

この緩和措置の考え方といたしましては、カーボンリーケージ業種に該当する事業者の

皆様に対して収益に対する排出枠の調達コスト、これは排出枠の不足分に平均的な排出枠の市場価格を掛けて算定しようと思っておりますけれども、この比率が一定水準を超える場合に、不足分のうち、すなわち買わなければいけない部分のうちの一定割合を翌年度の割当量に追加することによって、それを緩和するという措置を入れたいと考えております。

34ページ目をご覧ください。この研究開発に応じた追加割当てについては、前回も様々な御意見をいただきました。今回、我々のほうでも、その考え方を再度整理させていただいております。排出量取引制度については、毎年度、排出量の着実な削減に向けて対応を促す側面が重要です。一方で、中長期の投資のための原資が失われることについての制度対象者の皆様の不安にも対応していきたいと考えておりまして、排出枠の不足の範囲内で追加割当てを行うことを想定しております。具体的には、34ページ目の右図を見ていただきますと、排出実績と割当量ということで書いてありますが、この間になるのがその不足分という形です。この不足分の一定割合、例えば不足分の10%か20%程度で追加割当てをするということを考えておりまして、この不足分を全額埋め戻してしまいますと、GXの研究開発投資をやっていれば、短期的には努力をしなくてもいいという制度になってしまいますので、そこの部分の記述についてはしっかり考えていきたいと考えております。

36ページ目をご覧ください。事業所の新設、廃止の扱いについてです。これは前回も申し上げましたが、工場の新設や閉鎖、それぞれごとに個別調整をしっかりとっていくという形で、新規事業への参入、事業拡大を阻害することや事業活動の縮小を促進することがないようにしていきたいと思っております。

ポイントになるもう一つは活動量の増減についてです。工場の新設・閉鎖を伴わなくても、過去2年度平均で一定水準以上の増加・減少したような、つまり、一時的な変動ではなくて、構造的な変化が生じていると見なせる水準の生産量、活動量の変化が生じた場合にも、その増減について勘案した割当ての調整をしていきたいと考えているということでございます。

39ページ目をご覧ください。先ほど19ページで割当てのT年度、T+1年度の執行スケジュールを見ていただきましたが、初年度だけ少し特殊なやり方をやりたいと思っております。これは今回、グランドファザリング、ベンチマークという形で排出源をそれぞれ分けていくという形になりますので、26年度は排出量の算定対象期間に充てるということを考えています。その上で、初回の割当ては27年度に実施することを考えておりまして、2年分の割当て申請をやっていただくことを考えております。

この割当てについては、今回その制度対象者である300社～400社の皆様に電子的な口座を開設いただくことを考えております。その電子的な口座の中に、GX推進機構からシリアルナンバー付きの排出枠を割り当てるという形を考えておりまして、その割当て自体が2027年度に、一番初めに行われるという形になります。この27年度の割当が実施されて以降、取引は常時可能にするということを今考えておりまして、取引市場の開設は27年度の秋頃ということで準備を進めていきたいと思っております。

それから、46ページ目をご覧ください。移行計画は、先ほどまで申し上げた排出量取引制度や、その中で行われる排出枠の割当とは別の制度になりますけれども、今回、国として300社～400社の対象事業者の皆様にしっかりと排出削減を実施していただくために、排出量取引制度以外も含めて、投資家の目線など様々な目線を全体的に入れながら排出削減を進めていきたいと考えております。その中で、移行計画の提出を制度対象者の方々に求めたいと思っております。政府目標を踏まえた野心的な排出削減目標を皆様に策定いただいて、その達成に向けた対外的なコミットをしていただくことを考えております。この制度の中では、事業計画を反映した直接・間接排出削減目標、あるいはその他の関連事項の移行計画の提出を求めて、国がこれを公表するという形にしていきたいと考えております。

このような社会的コミットメントに基づくやり方というのは一定の効果があると我々は考えております。47ページ目をご覧ください。これはGXリーグの排出削減目標であり、GXリーグの参画企業の皆様には2025年度の目標を提出いただいておりますが、2013年度比でマイナス23%という形で皆様にコミットいただいております。これは全体を集計した数字ですけれども、2025年から2030年に向けても、さらに排出量を23%削減するというような社会的なコミットメントをしていただいております。この目標をGXリーグのダッシュボードで公表しております。このようなやり方も、排出削減には非常に効果的だと思いますので、こういうことも組み合わせていきたいと思っているということでもあります。

49ページ目をご覧ください。取引市場の運営体制についてです。企業が脱炭素投資の判断を行う際に重要となる価格情報が制度的措置のトリガーにもなるということで、公正な価格公示が大変重要になります。適正な価格形成を促す観点から、市場の運営をGX推進機構に担わせることを想定しております。

54ページ目をご覧ください。排出量取引制度の開始当初は現物取引のみで始まり、GX機構が取引市場の運営を担うということですが、今後、排出枠の取引量が増加して、

自主事業として成り立つような市場環境が整備されれば、将来的に市場の許認可等を整備し、運営を民間に移管することも選択肢だと考えております。また、市場における余剰の増加による価格低迷が起きた場合に、取引参加者の拡大やデリバティブ取引による価格安定化も検討していくという形にしたいと思っております。

それから、今回、排出量取引制度以外にも様々検討すべき事項についての御示唆をいただきました。それについての考え方を幾つか整理しております。

まず、56ページ目をご覧ください。先ほど申し上げましたGXリーグですけれども、これについては、直接排出10万トン未満の企業の皆様にも入っていただいております。この方々は、どちらかというサプライチェーンの中・下流に位置する企業が中心です。GXリーグに参画しているこのような企業の皆様には、上流での脱炭素性の高い原材料調達のコミットメントを求めるという形で、サプライチェーン全体での取組を牽引していただきたいと考えております。このように、排出量取引制度の対象外の事業者の方々に対しては、支援策とも連動させながら、GXリーグにおいてスコープ3、特に上流側の目標設定、実績開示を求めていくという取組を進めていきたいと思っております。

同じような取組として、57ページ目をご覧ください。先ほどご紹介したGXリーグの見直しは、直接排出10万トン未満の皆様をターゲットにした措置ですけれども、GX率先実行宣言というのは、排出量取引制度の対象者の方々も含めた社会全体の取組にしていきたいと思っております。特にGX製品は非常に重要になるため、GX製品・サービスの社会実装に積極的な企業に見える化や評価をしていくための率先実行宣言という制度を今年12月に新設しております。これによって、中間需要家、オフテーカーになる方々、あるいは最終消費者になる方々に積極的な宣言をしていただくことによって市場づくりを進めていただきたいと思っております。

58ページ目をご覧ください。GX率先実行宣言の具体的な概要でありますけれども、現在の対象製品は産業競争力基盤強化商品ということで戦略税制の対象になっているEV、FCV、グリーンスチールやグリーンケミカル、SAFといった製品、それから低炭素水素、GI基金で開発しているペロブスカイト等です。これらの製品の調達に関して、企業の皆様に様々なコミットをしていただき、それを評価する仕組みとしまして、ゴールド、シルバー、ブロンズという3類型を用意しております。12月6日に募集開始で、12月19日時点ということですが、宣言企業が右側にございまして、ゴールド、シルバー、ブロンズという形で出ております。今朝JFE様にもゴールドで宣言していただいて、現状

12社に宣言していただいております。ゴールドは、期限を決めて、具体的にその製品をいつまでにこれぐらい調達するということをコミットしていただいている企業です。一番初めにゴールドで宣言いただいたのは田中鉄工株式会社という企業です。創業約100年の中小企業でありまして、道路舗装用のアスファルトの合材を作るような製造設備やプラントを生産しておられます。この企業は、毎年、約1,300トンの鋼材を使っていくということでございまして、2030年までに自分たちが使っている鋼材をグリーンスチールに100%替えるという宣言をしていただいております。このような宣言をできるだけ多くの方々にしていただきながら機運醸成していったって、しっかりと市場づくりをしていきたいと思っております。

59ページ目をご覧ください。「公正な移行」・中小企業のGX推進というのも非常に重要だと思っています。中小企業のGX推進や雇用機会の実現を通じて公正な移行を実現していく。このために中心企業の皆様に対して、支援機関による支援、あるいは取引先による支援など様々な形でGXを推進していけるような伴走型支援の方法をしっかりとやっていきたいと思っています。具体的には、支援機関による支援としては、よろず支援拠点、あるいは中小企業、地域の金融機関といったところ。取引先による支援といたしましては、取引先とサプライヤーの連携の下で排出量の算定や排出削減を図る取組を支援していくことによって、中小企業の方々が取り残されないような形でGXをしっかりと推進していきたいと考えております。

60ページ目をご覧ください。このワーキンググループでも様々御議論いただきましたが、中小企業に対する負担の不当な押しつけへの対応についてでございます。対象となる排出源、排出活動を、適切な対価を伴わずに取引・協力関係のある中小企業に移転する。あるいは、原材料のコスト上昇分の転嫁を拒むといった事態が生じる可能性があります。こうした不合理が存在していないか、政府において今後厳格に確認していきたいと思っております。その上で、取引上優位な立場を利用して、中小企業に不当な負担を押しつけるような取引に対しては、政府が一体となってその是正に取り組んでいきたいと考えております。

61ページ目をご覧ください。既存制度の関係整理ということでございまして、省エネ法、温対法、高度化法との関係をどうするかということです。省エネ法、温対法は先ほど申し上げましたとおり、本制度との関係では報告事項に一定の重複が生じる可能性があるため、手続簡素化に向けたシステム上の工夫をしっかりとしていきたいと思っております。これに加えて、高度化法ですけれども、今後、電力部門のベンチマークをどうしていくかという

ことをより具体的に議論していく中で、高度化法による非化石電源の拡大、それから、排出量取引制度を通じて期待される排出源における削減対策の実施というそれぞれの政策効果を踏まえた関係整理を行っていきたいと考えております。地方自治体との関係では、今、東京都や埼玉県とも既に対話を進めておりますが、しっかりとここの対話を進めていきたいという形で考えております。

62ページ目は、2033年度以降の排出量取引制度についてです。2033年度から導入される有償オークションの対象事業者である発電事業者の皆様も、2026年度からの排出量取引制度では、全量無償割当の対象です。その上で、2033年度以降はオークション対象事業者について排出枠が一部有償で割り当てられることになるという形にしたいと思っております。

63ページ目をご覧ください。制度の継続的な点検・見直しが大変重要になると思っております。こちらは冒頭、龍崎からも申し上げましたけれども、施行後の社会情勢の変化、GX実現に向けた企業の取組状況を踏まえながら継続的に制度の点検を行い、制度対象事業者が毎年度報告する排出量の実績や移行計画における将来に向けた排出量の見通しから排出削減の進展状況を確認しまして、必要な場合には制度の見直しをしっかりと行っていくという形にしたいと思っております。以上になります。

○大橋座長 ありがとうございます。GXに向けて経済社会の構造の転換を積極的に後押ししつつ、排出量の削減目標を実効的に達成するための仕組みということで、今回、1つの重要な制度を大変大部な資料ですけれども、効率的に御説明いただいたのかなと思います。

これから委員の皆様方にぜひコメント、あるいは御意見等をいただければと思います。今回、挙手制にしたいと希望を申し上げていまして、実現しましたので、挙手制にすることになります。御発言希望の方から挙手していただいて、オンラインの方は挙手機能などでお知らせください。では、委員の方はみんなここにいらっしゃることなので、まず、工藤さんからお願いします。

○工藤委員 御説明ありがとうございました。制度の全体像として整理されている項目が、今後、項目によっては詳細な制度設計の検討が行われるという前提で、ここに掲げられている項目について特に異論はございません。本当にいろいろな議論を整理していただいて、ありがとうございます。

このワーキングで、私は何度も原則と言い続けたのですが、今、座長も最後に御説明になったとおり、一番上位の原則はGXの実現ということですので、脱炭素に加えて、日本

の成長戦略にしっかりと供するということが、この制度設計上でしっかりと反映されているということが大事だと思うので、それはぜひその考え方で検討を進めていただければと思います。一方で、取引制度を入れるということですので、経済理論的には、取引制度をやるのは量的目標の達成を経済効率的にやる制度であるというのが1つの考え方だと思っているので、あまり経済効率性とか効率性という言葉があまり出てこなかったのですけれども、今後の検討の際に、ぜひその辺も留意して御検討いただけるといいと思いました。

そういった中で、特に取引制度は、やはり割当てとか目標設定をどうするかというのが肝になるということは従前からいろいろと検討されてきておりますし、そして過去に完成された制度はないと最初に御説明があったとおり、全くそのとおりだと思っています。ですから、最後のほうでおっしゃられた、いろいろな見直しなり何なりを継続的にやるという視点と、それを柔軟に制度的な再検討を行う、内容的な検討を行うというのはとても大事な視点だと思っています。

そういった中で、さらにこの第二期間の役割は一体何なのかということについては、ぜひ共有していただく必要があると思います。当然のことながら、日本政府の脱炭素目標という到達点と、この次のステージを仮に2033年からとするならば、その間に実現可能としなければいけない事項の優先度が制度デザイン上いろいろあると思うのです。ですから、第二期間の役割をしっかりと共有しながら、制度検討なり運営を行うことが大事かと思っています。

そういう意味では、例えばベンチマークのような考え方もヨーロッパ等で広く行われているわけですが、これはあくまでも技術的な水準であって、コストとは違う要素です。一方で、上下限価格を設定して、激変緩和的な要素も含めて価格的な調整をやろうとしていますから、この辺の相互関係は、多分セクターによって大分違うことがあると思います。ですので、その技術的な係数とコストとの相互関係をしっかりと精査しながら、最終的な上下限価格なり、ベンチマークのパーセンテージを考えるプロセスが恐らく大事になると思っております。

それから、クレジットの上限という言葉が出てきていたのですが、先ほど言ったとおり、費用対効果ということのある程度原則的に考えるのであるならば、柔軟に信頼性のあるクレジットを活用していく姿勢があってもいいと思います。そうすることによって、将来に向けた様々なプロジェクトを実行するようなアクションを引き起こす誘因になるという気がしておりまして、その辺については、今後の議論でいろいろ詰めていただけると

いいと思っています。

それから、移行計画なのですけれども、制度的な位置づけが少し分かりづらかったところがあるのですが、I S O関連活動をやっている中で、野心的という行動について結構議論になるのです。野心的な行動とか目標とは一体何ということ、それぞれの人が違った感覚で目標を出してくると、何かよく分からないものになる可能性がある。ですから、それほど範囲なものは必要ないかもしれませんが、一定のガイダンスのようなものを共有した上で、それぞれの計画をつくってもらうというやり方があっていいと思います。

それから、既存制度との関係等については、このワーキンググループの議論でも皆さん大体同じような御意見だったと認識していて、資料の中で整理していただいたことは感謝申し上げます。実際に、相互のパフォーマンスを見ながら継続的に御検討いただくということが大事だと思いました。

あと、制度設計上で様々な調整措置が検討されているというのは、先ほど言ったG Xの実現ということを考えていくと、そういったものが必要だということはあるなと思いつながら、ここで少し抜けていると思ったのは、例えば自然災害であるとか、E T S制度以外の制度によって、実際にE T S対象設備の稼働率なりの変動が余儀なくされるような場合、一般的に言うと、フォースマジュール条項だと思うのですけれども、そのようなこともある程度留意して、今度御検討いただければと思います。

設備にいろいろな意味で影響が出る話ですし、言ってみれば、設備の新設等も含めた期間はどうしても時間がかかるので、インパクトを受けたことに対する対応というのは、いろいろな意味で時間的な必要性も出てきますので、そういったものが生じた場合、これは先ほどの設備を閉じた場合とか、追加した場合はどうするかということに考え方が比較的似ているのですけれども、このフォースマジュールについても、どこかのタイミングで御検討いただけるといいと思いました。

長くなってしましますが、検証については、これもワーキングで申し上げたとおり、やはり検証を行うためのリソースが大事だということと、既に様々な検証機関があるので、どこまでどういう検証を行うかという共通のガイドラインがきっと必要になる。既存のもので、これでやりましょうというやり方もあるとは思いますが、いずれにせよ、違ったタイプの検証機関がいろいろ入ってきて実行されると仮定するならば、そういう共通のガイドラインというものをしっかりと構築する。そういう新しい考え方を入れ込むと、それに順応する時間とかリソースを強化する期間というのがどうしても出てきてしまうの

で、さっきおっしゃった当面の算定対象期間とするという話と、検証機関の能力がシンクロしているかという確認は必要になるという気がいたしました。

最後に、研究開発の投資を考慮したというのは、前回ワーキングでは、別枠でしっかりと充当したほうがいいのではないかと私は意見を申し上げたのですが、今回御説明いただいたGX関連投資というものが明確に特定化できて、その特定化されたものが、どのくらい割当て等で調整するという考え方を明確に示した上で検討していただくということで理解いたしましたので、最後に付け加えさせていただきます。ありがとうございました。

○大橋座長 ありがとうございます。続いて、上野さん、お願いします。

○上野委員 電力中央研究所の上野です。よろしくお願いいたします。

夏からの短期間でここまで取りまとめるのはかなり大変なことだったと思います。2026年から施行するに当たって、まだまだ各論で詰めるべき点というのはあるのだと思うのですが、立法に向けた大枠としては、よく練られた構想ではないかと思います。

その上で細かいところ中心ですが、5点ほどコメントいたします。

第1に、19ページの手続の全体像について、このフロー図では、⑤の排出枠の売買は主として④の償却義務量が確定した後、つまり償却義務量に対する割当量の過不足が出て、それを取引するイメージとなっていますが、市場の価格発見機能や流動性を高める観点からは、③の排出枠の割当ての直後から売買可能としたほうが望ましく、実際、⑤の括弧書きの部分にありますように、償却量確定前の時点で取引を認める方向でよいと思います。

第2に、23ページのクレジットについて、先ほどの御説明で法定化後の制度では海外ボランタリークレジットを認めず、JCMの方法論の拡大を優先するということがあったのですが、カーボンニュートラルの実現のためには、長期的には炭素除去が重要になる中で、そうしたプロジェクトは、JCMの今のパートナー国である途上国に加えて、先進国で行われることも考えられます。方法論の拡大だけではなくて、パートナー国の拡大も必要になるのかなと思っています。

続いて、第3に、36ページの活動量の変動についてです。ベンチマーク方式の業種は、基準年の活動量を調整するので、ここの調整は比較的シンプルになると思いますが、グラントファザリング方式の業種については、活動量の変動を基準年の排出量という異なる指標の間での調整になり、少し複雑になるのかなと思っています。排出量の変動を基準年排出量に反映するのであればシンプルなのですが、そうしてしまうと、排出量を削減する

インセンティブを削いでしまうとか、むしろ反対に排出量を増やすインセンティブにもなりかねないので、あくまで活動量の変動に起因する排出量の変動に限定する必要があります。そのためには、39ページにある基準年排出量の算定に際して、グランドファザリング対象の業種やプロセスについても、排出量だけではなくて、活動量も把握しておくことが必須ではないかと思います。

第4に、41ページの価格安定化措置について、前回も下限価格の実施方法としてリバースオークションが提示されました。これを行うと、政府の手元に市場から吸収した排出枠が残ることになりますので、これをどのように再放出するのかという論点が出てきます。上限価格に達した際に放出するのか、その手前で放出するのか、どのタイミングで放出するにせよ、放出の仕方は単に市場に出すのか、それとも政府がオークションを実施するのか、オークションを実施するとしたら、その下限価格を設けるのか、設けるとすれば、その下限価格は制度の下限価格よりも高くするのかなど、かなりいろいろな論点が出てきて、これらは施行の前に確定する必要があるかと思います。

特に政府が単に市場に出すのではなくて、オークションで放出するという方式をとる場合には、その制度設計は2033年以降の特定事業者への有償オークションの設計にも一定のインプリケーションを持つものかと思いますが、実はかなり大事な論点ではないのかなということを改めて資料を見直して感じたところでした。

最後に、今日の資料のどこかというわけではないのですが、これまでの議論の中で、10万トンの裾切り値があることで、裾切り値を下回るように排出源の切り出しが行われるのではないかという問題が指摘されていたかと思います。そこから発生する論点なのですが、排出源を切り出すという見せかけの排出減少ではなくて、実際にカーボンニュートラルの達成に向けて排出削減が進んでいく中で、いずれ10万トンを超えて制度対象から外れる事業者が出てきます。もともとの排出量が10万トンに近い事業者の場合、それはかなり早いタイミングで起こり得るのではないかと思います。

そうした10万トンを超えた事業者の排出には、今の制度の建てつけの中では、化石燃料賦課金のみがその後もかかり続けることになるのですけれども、エネ研さんなどの見直しなどを見ても、その価格は排出量取引の価格よりもかなり低いものになると予想されます。このままの建てつけだと、10万トンまで減らしたところで排出削減がある意味止まるとか、減速することになってしまって、その先のネットゼロに持っていくところへのインセンティブが働かないということになると考えられます。また、最終的には残余排出を

炭素除去で相殺することが期待されるのですけれども、排出量が一定以下になると炭素価格が小さくなるという制度設計では、そのシグナルも働かなくなることが予想されます。

これに対処するには、将来的に裾切り値を下げていくか、今、制度対象を企業単位にしているのですけれども、あるところから施設とかプロセス単位にするか、あるいは化石燃料賦課金の水準をGX—ETSに近づけていくか、合わせていくかする必要があって、今すぐではないにせよ、この問題はいずれ対処しなければならないと思います。

そもそも炭素価格が2つに分裂してしまうということ自体、工藤さんも先ほどおっしゃっていたような、効率性の観点からの根本的な問題もありますし、もし化石燃料賦課金が将来的にGX—ETSの価格に近づいていくという期待を形成できるのであれば、そもそも10万トン以下になるように排出源を切り出す行動も、完全ではないにせよ、一定程度抑制できると思います。

これはかなり難しい問題で、今回の議論の中で解決できるものと私は思わないのですけれども、将来の検討課題としてはどこかで書き留めておいたほうが、10万トンまで下げればいいという誤ったシグナルを発しないためにもよいのではないかと考えております。

以上となります。どうもありがとうございました。

○大橋座長 ありがとうございます。続いて、有村さん、お願いします。

○有村委員 ありがとうございます。上野さんもおっしゃられましたけれども、短期間で様々な視点に配慮した制度提案をまとめられた事務局にまず感謝申し上げます。

全体として、ETS義務化に向けた非常に建設的な第一歩を踏み出す論点整理になっていると思います。特に日本の産業構造も踏まえて、炭素リーケージ対策とか、競争力とか、研究開発の細かい配慮もしていて、よい提案になっているというのが印象です。

あと、今回の御報告を聞いていて、これまで実は論点になった、ETSの対象にならないところとここのバランスをすごく懸念されている方が多かったと思います。ですけれども、そこへの配慮も示されていて、ここはETSの議論をするところですが、全体としてのGX戦略みたいなものと、ETSの補完性というのも見えてよかったなと思っています。

一方、工藤委員も上野委員もおっしゃったように、制度の効果自体は詳細によって変わってくるというところなので、そこについて私からも何点申したいと思います。

1点目は、41ページにあった価格設定についてです。上限価格と下限価格を設けるということで、いわゆる価格の不安定性みたいなものがあまり起こらないようにすることはす

ばらしいと思うのですが、下限価格の設定の仕方によって、本当に脱炭素投資が起こるのか起こらないのかというところが決まってくると思います。そこをしっかりと確保できるような水準にするし、制度にするというところがとても大事だと思います。上野委員からいろいろな論点が出されましたが、実際にそれをどう実行していくかというところが重要だと思います。実効性を確保できるかというところがとても大事だと思いました。あと、今回の資料では、必要に応じて基準の強化というのもうたわれていて、それも必要な措置だろうなと思います。

2点目は、49ページのところにある取引市場の運営体制と流動性というところです。この点、私も申し上げたかったところで、上野委員が指摘されたのですけれども、取引が早期に実施できるようにして、流動性を高めるようにしたほうがいいというのは賛同します。

それから、韓国の事例などを見ながら、制度対象者以外の一定の要件の下、参加を認める。金融関係の方に参加していただくということだと思うのです。それは流動性の確保が必要だと思います。それだけでも、これまでのカーボンプライシングの日本国内の議論を考えると、すごく大きな前進だと認識しています。一方で、現物、スポットの取引だけで金融関係者が参加してくれるのかという不安も正直持っているので、54ページにもう既に書かれていますが、必要に応じて取引参加者の拡大とか、先物デリバティブといったものが用意できる体制も考えておくというところがとても大事だなと思いました。

あと、3点目は、カーボンクレジットについてです。Jークレジット、JCMから始めるというのは妥当なスタートだと思います。それから、今日の資料だと、スコープ3のところもJークレジットでこのような形で配慮できるのだという事例の御紹介が先ほどありました。これまでスコープ3での削減評価してほしいという意見はこの場でも、それ以外でもいろいろなところで聞くので、Jークレジットの活用を通じたスコープ3の評価ということではとてもいいと思いました。

一方で、前回もちょっと申し上げたのですけれども、日本のGXというのは、割とアジア全体と連携しながら一緒に脱炭素を進めていくというところもあるので、アジアを巻き込んでいくような体制というのも大事なかなと思っていて、日本のETSが国内に閉じないで、アジアに開かれた制度になるような視点も大事だなと思っています。

CCSなどもJCMの中でできるのだといった御指摘がありましたけれども、パートナー国に限られるとか、ボランタリークレジットはなかなか使いづらいという話もありますが、アジアとの連携がうまくできるような制度になっていくというところが大事なかなと思

実は先週、台湾で経済のワークショップに行ってきた際に、台湾の環境省でヒアリングしてきたのですが、台湾の炭素価格制度は日本の賦課金みたいなものを導入されるのですが、その中でカーボンクレジットを使って減免を制限つきで認めるという制度になっている。しかも、国内クレジット優先なのなのですが、海外クレジットも使っている。しかも、国内クレジット優先なのでも5%ぐらい考えているというところなので、そういった視点というのも大事なのかなと思いました。

それから、あと東京、埼玉の排出量取引制度では、今のままだと、やはり二重支払いみたいなものが発生する可能性があると思うので、この点、既に書かれていますけれども、東京、埼玉と話し合いを続けて、二重払いを避けるような工夫をすとか、国の削減義務を果たしていれば、それを東京、埼玉のほうでも認めるような工夫をしていただきたいと思います。と思っています。もちろん法人の制度と事業所の制度の違いはあるのかなと思いました。

最後に、10万トンの裾切りの話で、上野委員がおっしゃっていましたが、東京都では本当にそういうことがたくさん起きていると理解しています。企業も削減努力していくので、数年後にスレッショールドを切っていくところが出てくるだろうと思います。これまでのほかの国の排出量取引制度を考えると、業種指定でやっていって、業種のカバレッジを広げていくというのが割と典型的なスタイルだと理解しています。一方、このG

Xは量で決めているために、必ずしも業種指定ではないわけです。なので、量のスレッシュホールドを下げていくことでカバレッジを広げていくという考え方はありではないかと私は思っています。上野委員もその1つでそういう方法もあるという御指摘があったので、将来的にそういった視点も持ちつつ制度をつくられていくといいのかなと思いました。

取りあえず以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。ここで一旦切らせていただいて、もし事務局から御感触等あればいただければと思います。

○若林参事官 ありがとうございます。多岐にわたる大変重要な御指摘をいただきました。

特に工藤委員のフォースマジュールのところの考え方というのは、我々も確かに活動量の算定のときにどうするのかというのをしっかり考えなければいけないと思っています。例えば、今年1月に能登で地震が起こって、関連事業者の皆様の活動量が一時的に非常に落ちております。こういうところは、例えば当該年度の活動量が落ちたタイミングで排出枠の割当てをするのではなくて、地震発生以前の活動量で割当量を算定するといった工夫が必要ではないかと思っております、そこら辺はより詳細に考えていきたいと思っています。一方で、激甚災害が起こったエリアにおける事業者の皆様の事業活動に対してはそういう工夫ができるのですが、例えばそういうことが起こったときに、激甚災害でないところの人たちの活動量が増えるということも想定されるわけです。それが本当に災害が発生したことによって活動量が増えたと言えるのか、その関係のリンクを張れるのかというのが悩ましい論点だと思っております、引き続き我々は研究をしていきたいと思っています。

検証は、実はGXリーグの中で検証ガイドラインというのを別途つくっております、GXリーグで今ちょうど試しております。ここの学びも踏まえながら、全体の検証ガイドラインをつくって、皆様ができるようなところをしっかりと探っていきたいと思っております。

それから、これは上野委員がおっしゃっていたところでもありますけれども、10万トンが切れてくるところをどうするかという論点は、確かに非常に重要な論点だと思っています。我々が今回10万トンにしたところの1つの背景としては、保証インフラの追いつきがどうかといったところもかなり関係しております。これは今いろいろな形でここら辺の保証インフラが整いつつある状況ではあると思うのですが、まだまだ不足しているか

と思っています。今、GXリーグで排出量の実績報告等を行っていただいているのですが、保証機関や事業者の皆様もまだ慣れていないので、実は報告の遅延が起こっている状況です。そういうことを考えると、まず300社から400社のインフラをつくっていくところにしっかり注力したいと思っています。

他方、将来的にそのカバレッジを上げていく考え方が本当にないかというと、そうではないと思ってまして、例えば欧州だと25,000トン以上の排出源の設備単位で制度をカバーしていたりします。それがもし本当に日本のGXのために必要な状況になれば、そのようなものも踏まえながらどうしていくかというのをまた議論していくということが大事なのではないかと考えているということです。

それから、ベンチマークの詳細設計や上下限価格の設定は、来年度以降、有識者の皆様の御意見も伺いながら、どういう水準が適正なのかをしっかりと公開の場で議論していくということもやって、しっかり組み立てていきたいと思っています。例えば、価格の下限対策として、GX推進機構がリバースオークションを実施していくという体系を考えているのですが、それをどこのタイミングで、どのようにしていくかというルールをかなり明確に決める必要があると思ってまして、そういうところも議論していきたいなと思っています。

有村委員からいただいたところ、下限価格の設定をどうするのかというのもすごく大事な視点だと思っております。下限価格はあまり低過ぎると、それによってGX投資が進まない可能性があります。上下限価格を考えるときには、こうした可能性を考慮しつつ、東証のカーボנקレジット市場を参照して考えていきたいと思っております。実は東証のカーボנקレジット市場におけるJークレジットの価格なのですが、我々が排出量取引制度を義務化するという報道が出た後に、実は価格がかなり上がってたりします。Jークレジットの価格とかなり連動してくるのが排出枠の価格だと思っておりまして、その価格等を見ながら、どのような設定をしていったら良いかというのを考えてきたいと思っています。

それから、高度化法との関係は、すごく大事な視点だと思っています。高度化法との関係で、実は我々も悩ましいと思っているのは、実際に旧一電の会社の皆様を見ていると、非化石電源、原子力、あるいは再生可能エネルギーが非常に多く入っている企業の皆様ほど老朽火力を停止して、それによって排出原単位がよくなるという効果があったりします。世界的には、排出源に対する制度的措置ということで、基本的には火力のベンチマークで

見るのですが、原子力や再エネが動くと、実はそれによって火力の排出原単位も低くなるという形で、実はかなり相互関連してくる話だとも思っています。ここは悩ましいところでもあるのですが、ベンチマークの詳細設計の際に、どういうことがあり得るのかという検討をしっかりと深めていきたいと思っております。以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。もし追加でまたコメントがあればいただければと。

○工藤委員 あえてフォースマジュールというきっちりとした概念と、フォースマジュール的というような概念もあると思っているのと、活動量だけではなくて、恐らくは損壊を受けた設備のために効率の悪い設備の稼働率を上げる必要があるとか、他の政策も含めた要因によって活動量以外の原単位的な影響が多分あるかと思っているので、その点も可能でしたら、いろいろ留意していただければと思いました。

○大橋座長 サプライチェーンのネットワークも見始めたら相当なことになってしまうということかもしれません。それでは、またほかの方々を含めて御意見をいただければと思いますので。それでは、諸富さん、お願いします。

○諸富委員 ありがとうございます。私も排出量取引施策を長く研究してきましたが、今回フェーズ2の線形、日本で変動政策の流れの中では重要なマイルストーンになるのは間違いないなと思います。ほぼ国際的な水準に比肩し得る、そして独自の要素を兼ね備えた制度になると思いますし、そういう意味で高く評価をさせていただいております。

個別の点ですが、質問とコメントと混じった形で発言させていただきます。17ページですけれども、これは質問で、認定制度における密接な関係という用語が使われているのですが、密接な関係の意味がもし現時点で明快になっているようでしたら、お教えいただければと思います。例えば、親会社の子会社株式に対する持ち分比率が50%以上のものを密接な関係と呼んでいるのかとか、そういう基準があればお教えください。

19ページについてです。こちらはコメントで、フェーズ1と比較いたしますと、本当に革命的な変化だなと思います。フェーズ1だとボランタリーに目標設定できたところですが、この案では2点違って、1つは政府指針を踏まえて算出した排出枠の量を申請しなければいけない、政府指針を踏まえたという点が今までとかなり違うのです。2点目には、やはり第三者認証を受けなければいけない、そして割当申請するという点です。企業さんにとってみると、逆に言うと2点ハードルが生まれるということになるわけです。ただ、強制性があるわけではなくて、申請という形で、あくまでも企業さんの側から出してもらうような形になりますけれども、かなり義務的割当ての性格が濃いも

のに転換することになるなという印象を持ちました。

それから、23ページですけれども、これもコメントで、「海外ボランティアクレジットの活用は認めず」とありますが、これに私は賛成であります。グリーンウォッシュ等の懸念もありますので、J-クレジットやJCMの方法論のしっかりしたものをつくって、それを拡大していくことを優先して、質の高いクレジット創出を促していくことは賛成でございます。

25ページは質問ですけれども、第三者機関に作業をお願いして、国の指針に整合していれば認証ということになるのですが、国に申請して認証ということは、第三者機関が相当重要な役割を果たされるのだなという印象です。つまり、認証できないという判断が下される可能性があるということです。この場合、整合していれば認証というのがどういう意味なのかが追加説明いただければと思います。甘い目標設定といいますか、申請してしまうと跳ねられるということも意味するのでしょうか。そうだとすると、その判断基準がどこにあるのかなと思いました。

28ページはコメントです。割当てと削減量、これは排出量の認証手続が減るわけですが、関係がどういうものかということなるのですが、ベンチマーク方式で排出額が割り当てられますので、期末には実績排出量と保有排出額を合致させなければいけないわけです。でなければペナルティーが生じる。各企業にとっては、それが遵守すべき排出削減目標になっていく制度になるわけです。

そうすると、本制度はキャップ&トレードではないのですけれども、対象企業全ての認証排出総量というのを出すことになります。ベンチマークを掛け合わせると、総排出量が定まることになります。そうすると、この制度では新規参入と退出を含めて活動量の変化には柔軟に対応する制度になっていますので、厳密なキャップ&トレードではないのですけれども、ベンチマーク水準をどこに定めるかが決定的に重要になる制度だと理解しました。

逆に言うと、ベンチマーク水準を操作することで、対象企業の排出総量のある程度コントロールできるということになります。排出削減をぐっと進めようとする、ベンチマークを厳しく設定していけば、量は多少膨らんだりへこんだりするのですけれども、そこをある程度コントロールできるということになります。そういう制度としては非常に画期的で、これはぜひ推進してほしいなと思います。

46ページはコメントですが、移行計画を策定してもらうというアイデアは非常に素晴ら

しいと思います。これは事実上、中長期の削減目標になります。その下で各年の割当申請をこの移行計画と整合させながら出していくということと、時間軸を中長期のものと毎年ものを整合することを求めていくものだと理解しました。

最後に、56ページから58ページにかけての取組は大変素晴らしいと思います。排出量取引制度本体がしっかりしたものになるので、その枠外の経済活動にも当然波及効果は及んできますし、また及ぶようにしていくべきではないかと思います。こうした市場拡大政策が脱炭素製品を育てることになるのは間違いないなと思います。

ただ一方で、宣言をしていただくことで、ゴールド、シルバー、ブロンズ、これらの取組自体は素晴らしいのですけれども、まさにボランタリーな仕組みなので、何とか経済インセンティブが欲しいところだなという気がいたしました。レピュテーションや投資家を引きつけることはこれで可能になると思うのですけれども、もう少し何かインセンティブはないかなと思いました。例えば、28年に導入予定の化石燃料賦課金が導入されるタイミングに合わせて何らかの税制優遇措置をこれと組み合わせることが可能なかなと思いました。先ほど龍崎さんが御発言いただいた中で、税収も得なければいけないので、あまり税制をインセンティブに組み込んで税収ロスになるのも、賦課金の収入がロスになるのも望ましくないかな、そこのバランスが大事だと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○大橋座長 ありがとうございます。若干言葉の定義のところだけ、もしよろしければ。

○若林参事官 密接な関係のところの判断ということでございますけれども、これについては、まず連結ということを考えています。多くの日本の企業の皆様は、脱炭素投資の判断を連結子会社も含めて判断しているというところがございますので、その中でこのようなものを入れていくというのがまず1つの私たちの発想ということです。連結の判断指標については出資比率、あとは出資比率が少なくても支配力があるかななどを考慮しながら、連結子会社と同様の基準とすることを想定していますが、基本的にはGX推進法からさらに下位法令で少し定めていきながら、実態に合わせたものにしていきたいと思っています。

あと、認証についてです。我々、今回は実際のベンチマーク水準、あるいはその政府指針のところはかなり機械的な計算ができるような形にしていきたいと思っています。したがって、そういう意味では、その計算が政府指針で定められたものにちゃんと適合しているかを確認していただくという形を考えております。それが甘いというのは、つまり、計算ミスをしているとか、違う数字を適用しているということになるので、そういうところ

をチェックしていただくということです。認証を取っていただくプロセスの中で認証機関とやり取りをしていただきながら、それを適正なものにしていくというプロセスになっていくため、駄目と言って、それで割り当てられないという制度というよりは、その対話というのも重要になってくると思っております。以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。では、続いて、吉高さん、お願いします。

○吉高委員 どうもありがとうございます。皆さんおっしゃるように、この短期間にこれだけまとめていただいて、ほぼカバレッジされていると私も思っております。特にほかの国のE T Sのプロセスと比較して、もちろんG Xが経済政策、産業政策とおっしゃったのですけれども、公正な移行というところに着目されて、中小企業の雇用のことを考えていらっしゃるというのが大変今回の特徴だと思うので、それは世界的にも誇るべきところだという認識で私はおります。そういった面では、これが他国と違うところをいかにきちっと見せていくということが非常に大事かと思っています。

そこで幾つか細かいところでございます。まず、14ページでいろいろな制度の全体像を図られまして、G X推進機構にまず多くのことをしていただくということなのですから、実際、G X推進機構にさほど経験者がいるわけでもなく、たとえそれなりの人材を急速にしたとしても、経験者も日本でたくさんは残っておりません。したがって、海外での人材も含めて十分コミュニケーションを取ってやっていただきたいと。単なる委託事業者ということではなく、政府一体となってやるぐらいのコミュニケーションをきちっと取っていただきたいと思っております。

それから、次に20ページのことで、ほかの制度とのことなのですから、ここで先ほどほかの委員もおっしゃったように、省エネ法とかS H Kの制度と事務的にもということなのですが、東京都も事務的な手続が大変多くございまして、システムもございまして。

今、東京都ともお話しされているというのは当局から聞きましたけれども、まだまだコミュニケーションが十分ではないと思いますし、単なる制度の整合性ではなくて、設備ごとと事業で負担が違いますので、システムなどもどのように連携していくかということもぜひ考えていただく必要があらうかと思っています。

それから、カーボンクレジットです。先ほどおっしゃったように、今回の報道によって価格が随分変わったと聞いていますし、カーボンクレジットが様々な解決になるような形で期待感が急に高まっていることは私も大変いいことだとは思っています。実際にこのカーボンクレジットというのは、国際的にしたときには追加性とかと言われたり、補完的に使え

というような様々なことがあったわけですが、実際のところ、国内でやることで全体が下がれば厳しくする必要はないかと思うのです。ただ、カーボンクレジットに対しての過度な期待感みたいなことを助長するようなシステムにするべきではない。実際に大事なのはキャップ・アンド・トレードで、経済効率性を考えて全体的に下げるとというのがメインの目的だと思いますので、ぜひそこは見えていただきたいと思います。

先ほど事例を出していただきまして、まさにスコープ3でどう使えるかというのは、これも国際的状況の中で本当に使っているものなのかどうかというのは、都度、見ていただく必要があるかと思います。私もずっとCCSやDACのように、まだ国連にない方法論を日本に入れていくために、実際CCSは昔、方法論があったのですが、消えてしまったというのもありますし、ボランタリー・カーボン・クレジットもマーケットのための方法論ではなく、あくまでも国連に認めてもらうような方法論のためのクレジットというのは大変重要かと思っていますので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

あと、自治体でもカーボンクレジットの取引所を独自につくろうという方向もあったりするので、そういったときに、まず1つにまとめて、そこでのカーボンクレジットの関係ということで整理はされておりますけれども、十分コミュニケーションを図っていただきたいと思います。

それから、24ページの保証制度のことで、この濃淡をつけていただくのはいいと私も思うのですが、時期的なものはどのようにされるかと。そのスケジュールは今回出されたけれども、この保証制度のスケジュールなども、例えばフェーズを幾つか分けてやるのかとか、対象を変えるのかとか、こういったところもやる年度によって各事業者の活動が変わってくると思いますので、ぜひそこら辺も予見性を持ってしていただければと思います。

あとは、34ページ、自分でも分かっているつもりなのです。一応確認的には、自己負担分のところですか。この不足分、研究開発で、自己負担といった場合の定義は、どの時点のどういう自己負担をということは、研究開発はかなり長いものにもなりますし、例えば今、GX推進機構でもやっていますけれども、NEDOが出してから、それをレバレッジかけて事業会社が出した分とか、グリーンボンドのように長期的に価値を出したときとか、時期的な違いというもので、いろいろな感じで自己負担があると思うのです。それに対してはどのように見ていただくのかということも御検討の1つであると思います。

例えば、世銀がグリーンボンドを発行したときに、グリーンボンドを発行したときの資

金の部分と排出権取引とかでいった資金の部分というのはかぶるときもありますし、それがどのように回っていくかというのは整理する必要もあるのではないかと考えております。すみません、そこは定義の問題なので、今どうのこうのではないと思っています。

あとは今回、39ページのスケジュールを出されたことは非常に現実的です。これはE S Gの情報開示のときに言われたのですが、企業にとってタイミングはいろいろと影響してくるものですから、今はざくっとしたスケジュールになっていますけれども、各社が出すような年度の情報開示、例えば今後、CO₂に関しては、有報の中でもいろいろな情報開示をしていかななくてはならないと。先ほどの移行計画をコミットするというのは非常によくて、あれがコミットになると、多分各社のサステナビリティ情報開示にそのままちゃんとかけていく。今、有報の情報の保証制度という話もあるときに、これがすごくリンクしていくと思っているので、このスケジュールの中にこういったものも御検討いただくことがいいのかなと思ったりもしています。つけ替え防止のために、こういったフェーズを考えていただいたというのは非常にいいかなと思っています。

それから、41ページの上限価格につきましては、確かに最近、予見可能性とか予見性というものが非常に言われる。とかく確率が非常に高いものとか、確固たるものという意味合いで予見性を考えられる方も多いかと思うのですが、EU—ETSでも決して予見可能性は出なかったと。いろいろなことによってボラタイルな価格が起こってしまったということもあり、予見性という言葉については、飽くまでも予見が可能なのということであって、それが確固たるものではないということを、答申も全てそうなのですから、考える必要があろうかなと思っています。

それから、運営体制はこれでよくて、排出枠なのですが、先ほどもほかの委員からおっしゃったのですが、最初のページに、市場の取引の経験者を入れるといったときに、金融機関で取引をしたことがある人がいるのです。そのときに金融機関を排除するのですかというところもありまして、実際に取引をした経験者をどう定義されるかということが、金融機関としての企業体なのか、取引というのは金融機関だろうがそうでなかろうが、経験者が経験者なので、どうしても取引というのは、欧州の取引でも最初は事業会社を中心にやったのですが、結局、金融機関が非常に中心的に動いたのは、取引は事業会社が考える普通の物を動かす取引とはかなり違う経験が必要になってきますので、何度もほかの委員からも言われたし、私も言いましたけれども、流動性を保つためにも、ぜひ金融機関の早期の参加と流動性高めるような施策はぜひ入れていただきたいと思います。

最後に、裾切りの問題なのですが、先ほどの龍崎さんも決して縛るものではないとはおっしゃったのですが、欧州もEU—ETSを回しているのは、グリーンディール政策を回すための資金循環をつくるためだというのがはっきりしているので、GXに関して、まず150兆円のレバレッジを効かせるために20兆円をここで生み出していくことに関しての方向性と、この裾切りを決める10万トンの移行が関係していないのか、するのかみたいなどころもやはりきちっと整理していく必要があろうと思っています。

とりあえず以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。研究開発のところは何かありますか。

○若林参事官 研究開発のところですが、この基本的評価に当たって非常に透明性の高い仕組みにする必要があると思っています。したがって、何をGXの研究開発とするかというのは、我々のほうでどういうやり方があるかというのを今考えています。この研究開発が本当にそうなのか、ひもづいているのかを外の人にもチェックしてもらう必要があると思っていまして、そこに関わる客観的な仕組みをつくっていく必要があるということで、いずれにしろ、現状の会計基準や補助金等の制度を参照しながら、客観的な情報に基づいて、透明性が高い形の研究開発費の特定をやっていきたいと考えております。その上で、その範囲も全て埋め戻すのではなくて、その中の一部を埋めるという形で、しっかりと足元の排出削減と両立したような制度にしていきたいというのが我々の考え方です。

○大橋座長 ありがとうございます。続いては、望月さん、お願いします。

○望月委員 取りまとめ、いろいろありがとうございました。

私からは3点御質問させていただきたいのですが、まず1つ目が、26ページの第三者機関のところですが。下の※マークにもありますとおり、詳細はこれから決めていくということだと思うのですが、この第三者機関がちゃんと機能するかというところがすごく重要だなと思いますし、先ほど300社、400社の仕組みをちゃんとつくりたいとおっしゃっている中でも、この第三者機関は肝になると思うのです。

まず、この第三者機関について個人事業主みたいなものを含めてたくさんつくっていくのか、大きな法人がメインになっていくのかというところのイメージも分からないところではあるのですが、一旦登録したときに、よくあるのは、試験に受かりましたとか、そういう人が何人いますよみたいな分かりやすい要件もある中で、何をもちょうど定義するかは難しいのかもしれないのですが、とにかくちゃんとした人が登録できるという点と、あとは、これは③のところに確認と書かれているのは、実際はもしかしたら審査とか検査

みたいなことも含めてなのかもしれないのですけれども、一旦登録したらずっとずるずるできますというのは、これだけちゃんとしたものを担うことを考えると、よくないかなと思いますので、ちゃんと検査したり、定期的に更新するときには何かをしなければいけないとか、そういったことも含めてちゃんとここが回る、もしくはこの第三者機関の中に、例えば内部審査の仕組みをちゃんとつくとか、そういったものも含めて第三者機関の仕組みをつくっていくということは改めて大事なのかなと思いましたので、そこはぜひ来年度以降の検討でしっかりやっていただけるといいのかなと思いましたというところです。

あと、27ページのところで、これは御質問になるのですけれども、法人単位でいろいろやっていくことになると思うのですが、多排出分野については業種別ベンチマーク、その他はグランドファザリングということなののですけれども、多排出分野でやっている法人の中で1業種でない、多排出以外の複数の事業をやっているみたいなことがあまりないのかもしれないのですが、その法人の中で事業単位でかけていくということであれば気にならないポイントではあるのですが、法人という単位になったときに、その辺はどういうお考えなのかなというところを改めて確認させていただければというのが次です。

最後、3点目は、39ページのスケジュールについてです。別の委員の方からもコメントがありましたけれども、会計的な開示みたいなものというのは今後、例えば割り当てられたものが資産なのかとか、来年払わなければいけないのは引き当てなければいけないのかとか、監査法人とかはそれをどう見ていくのかみたいなことも含めて、もしかしたらそれ以外にも論点があるのかもしれないのですが、実際動かすのに当たって、法人の中でこういうことをやらなければいけないというところは具体化していった上で、場合によっては、自分たちで何か頑張ればいいというだけではなくて、それこそさっきの第三者機関みたいなものの1つに、ある意味、会計は監査法人に見てもらわなければならないわけなのですが、関係者が結構広がるという部分もあると思いますので、そういった辺りのスケジュールも含めてぜひ立てていただけるのはいいのかなと思いましたというところです。

以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。では、続いて高村さん、お願いします。

○高村委員 ありがとうございます。今回の排出量取引制度について、基本的に、大きな制度の方向性については、このワーキングでの議論を反映いただいていると考えております。

その上で、今回事務局から御提示いただいた案を踏まえて、さらに検討を進めていただ

けるとありがたいと思う点を幾つか申し上げたいと思っております。

1つは、全体に関わる場所ですけれども、排出量取引制度については、先ほど若林参事官からもご指摘がありましたように、制度が目指すところは、GX推進法に基づいて脱炭素成長型経済構造への円滑な移行推進をするということ、そして、工藤委員からも指摘がありましたけれども、当然それは経済全体の排出の効率的な削減を促していくということだと思います。

同時に、それは中長期的な投資を促す中長期的な見通し、予見性を高めるために価格シグナルを出していく制度であることが期待されていると思います。これはなかなか大変です。つまり、排出取引制度を構成する様々な制度要素をうまく組み合わせて運用していくことによって、これらの目的を実現していかないといけないということでもあります。

大変率直に言うと、恐らく制度を運用しながら、不断に見直しをしていかないといけないと思っています。1つは、制度とその運用について、目的との関係で果たして実効性が上がっているのかどうかということを定期的に見直し、検討いただくことが必要だと思います。この見直しは、できれば法令にしっかり書いていただいたほうがいいと思います。

さらに、恐らく上限価格、下限価格の設定などがそうかと思いますが、運用しながら事態の変化に応じて適用していかなければいけない、あるいは、場合によっては適用の在り方を調整しなければいけないような制度要素もあり得るようなと思います。

今、1つの例として上限価格、下限価格の設定を挙げましたが、毎年実効性を見ながら、制度対象事業者全体の排出枠のカバレッジと上限をどのようにコントロールしていくかという点も、制度の実効性に応じて見直ししていかないといけないところで、前回も申し上げましたが、対象となっていない事業者やセクターとの公正性や、日本の温暖化目標との整合性という観点からも必要になってくると思います。これは、恐らくベンチマークの設定の仕方、割当ての基準にも関わってくると思います。

何を申し上げたかったかといいますと、定期的な実効性の見直しとともに、こうした運用に伴って例えば発動していかないといけない、調整をしていかないといけないことについても、適正手続に基づいて決めていくことが必要で、誰が決めるのか、そのプロセス、手続は何かを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

この点は法的課題の研究会でも、制度の公平性の観点から、そして実効性の観点からも指摘があった点で、それゆえに、こうしたワーキングをつくって、ヒアリングも行って、法案策定に向けての手続をとってくださっていると思います。問題は、制度が始まり、制

度が動いていく中で、適正手続をどう担保していくかという点については、恐らく一定の法的対応も必要になるところがあるのではないかと思います、さらに検討いただきたい点として申し上げておきたいと思います。

これはなかなか難しいと思っていますのは、幅広い利害関係者の声を聞いて制度をつくるというのが非常に重要なのですが、実際に運用しながら見直しをしていく際には、一定の事項については、逆に利害関係者を外した、中立、独立の機関・場でそれを決めていくということが必要になり得ると思います。例えば、上限・下限価格、制度対象者の範囲、制度対象とする排出量のカバレッジなどは、意見はしっかり聞きながらも、最終的な決定は中立・独立の機関・場で決める必要があると考えます。

再エネ特措法の調達価格等算定委員会ほどのものをつくるのかという点がありますけれども、一定の事項については、市場や制度対象者でない、つまり利害関係者加わらない独立性、中立性が担保された機関、場で決めるという形で適正手続を担保する必要があるということを念頭に置いて御検討いただきたいと思っております。これが大きな点で1点目です。

2点目は、各論になってまいりますけれども、スライドの17のところです。認定管理統括事業者制度についてであります。先ほど諸富委員から密接な関係にある子会社という点について質問があり、既に若林さんからお答えがあったところですが、どこまでこれをやるかによって若干検討すべき論点があると思っています。つまり、共同で行うのは報告だけなのか、それとも目標の達成そのものを共同で行うことを認める制度にするのか。いずれにしても、特に問題になるのは、ある制度対象者が目標を達成できず、義務の不履行が全体として生じたときに、どういう取扱いをするのか、不履行の責任は誰に帰属するのか。あるいは、全体としては達成できたけれども、そこに参加しているある特定の事業者が目標を達成できなかったという場合に、どういう取扱いをするのか、誰の責任として帰属するのかといったような問題が生じてくると考えていまして、これは検討いただきたい点であります。

それから、スライドの34にあります研究開発投資についてです。今回、より具体的な案を出していただいていますけれども、正直懸念は若干残っていまして、先ほど吉高委員が御指摘になった点を共有いたします。若林さんからお答えもありましたけれども、何がGX投資なのかを特定する基準の明確化が必要だと思います。例えば、デジタルを使った形でのGXイノベーションも十分あると思っていまして、多様な開発技術をどうデマケしていく

のかなど、先ほど御回答がありましたけれども、明確な基準化が前提だと思います。

その上で、前回指摘した懸念も踏まえて、私自身は消極的ですが、もしこれを導入するとすれば、ぜひ留意いただきたい点が2つあります。1つは、モラルハザードを回避するようにしていただきたい。これは若林さんの説明で、投資をしていれば本来できるはずの削減ができていなくてもよいと許容するものではないと明確におっしゃったので、問題意識は共有されていると思います。研究開発投資をしても未達の企業と達成した企業があるとする、達成できた企業からしてみると、なぜ未達の企業に追加的に割当てが与えられるのかという声は当然出てくる声だと思います。その意味で、誠実に削減努力をしていることがしっかり確認できることが重要だと思います。

国際競争力の維持強化の観点から、再エネ特措法で賦課金の減免の制度が設けられていますけれども、省エネ法のベンチマークを使って、省エネ法の基準の達成ができているかどうかを1つの基準にしています。これは1つの例にすぎませんけれども、何らかの形で、少なくとも誠実に削減努力しているという確認ができるということは必要ではないかと思っています。

ちなみに、先ほど工藤委員から指摘のあった災害時の取扱いについても、実は再エネ特措法の賦課金減免に関わって規定を置いていますので、見ていただいたら参考になるかもしれません。

もう一つの条件は、吉高委員がおっしゃった点に若林さんが答えられているのですが、透明性です。先ほど申し上げたように、金銭的価値を持つ排出枠の追加的割当てを行うので、どういう基準の下で誰がどれだけの割当てを受けているのか、受けたのかということが透明性をもって示されることが重要だと思います。これは公平性の担保のためであり、同時に追加的割当てが行われるわけですから、当然市場への影響もあるはずで、これは透明性のある形でしっかり運用していただきたいと思います。

あと2つほどあります。1つは、外部クレジットについてです。これについては慎重な対応をされていると私は思っておりますけれども、その方針について支持をいたします。ただ、今後の課題として、JCM以外のパリ協定6条2項のクレジット、それから6条4項のクレジットの取扱いはどうやっていくのかについて、恐らく事業者からも意見が出てくると思いますので、これは検討事項としてテークノートしておいていただければと思います。

最後が、スライド24の排出量の第三者検証についてです。これについても何人の委員から御指摘がございましたけれども、排出量情報の検証は、割当量の信頼性を担保する仕組みとして非常に重要だと思います。来年度以降検討される際に留意していただきたいという点を申し上げたいと思うのですけれども、今回、検証について、排出量の大きいところについて合理的保証、そうでないところを限定的保証で始めるという形で提案されていると思います。段階的な導入についてはよろしいのですけれども、工藤委員、ほかの委員からも指摘があったと思うのですが、制度対象者が何をしなければいけないか、検証する主体が何を確認するのかを明確にすることが非常に重要だと思います。

例えば、制度対象者がモニタリングプランをつくる、排出量、活動量の把握をどうやっているか、それを記録としてどう保存しているかといった点など、何を制度対象者がすべきなのかということを明確にする必要があるかだと思います。そうでないと、恐らく公正で中立な検証ができないと思います。さらにそれは、検証主体になるのが公認会計士、監査法人なのか、それ以外を含むのか、恐らくそれ以外のものも含まれるのかなと思っておりますけれども、その人たちがどういう能力を持っている人でないといけないのかということでもあります。

あわせて、検討いただきたいのは、公認会計士、監査法人、あるいは検証機関等々でも、今申し上げました何をすることができる能力があること必要なのか、それを中立的、独立的に行うために、利害相反の回避なども含めてどういう義務と資格を求めるのかという点を明確にする必要があると思います。監査法人とそれ以外でギャップがあってはいけないと思いますし、今の御提案でいきますと、いわゆるサステナビリティ情報の保証よりも、その射程はかなり狭いと思ってまして、その意味でも何をすることを求めるものなのかということを明確にさせていただくのがよいのではないかと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○大橋座長 続いて、伊藤さん、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。もう委員の先生方からたくさんコメント、それから事務局からお答えもございましたので、特に追加的ということではないのですけれども、全体として2026年度の本格稼働に向けた制度の骨格が取りまともりつつあること自体、歓迎したいと思っております。私自身、マクロ経済を見ている立場ですので、GX投資の促進を目的とするカーボンプライシング制度が移行期にある事業者の過大な負担になってしまい取り組みを妨げてしまうことと、制度が本格稼働しても抜け穴が多くて排出削

減という目的が果たされないという2つのリスクが回避されるかどうかという点に注目して議論に参加させていただいておりました。本日、取りまとめられた方向性で申し上げますと、例えば負担を減らすという意味では、20ページに示されたシステムの連携などは非常に重要な意味を持っておりますし、検討事項の中で、61ページの既存の制度との関係整理のところも盛り込まれていることも確認できたということかと思えます。

この間の議論にも出ていたように、制度の立ち上げに向けて価格の設定の問題、認証機関の問題、細部の詰めが必要であるし、吉高委員も触れられたように、実際のところ、経験のある人的なリソースの不足の問題、それから、網羅的なデータの不足といったような現実的な制約要因も、制度を立ち上げていく上では恐らく作用してくる問題なのだろうと思っています。

そういう意味では、冒頭の御発言にもありましたように、手探りの運営ということなのだろうと思っています。そういった中で、しっかりとモニタリングしながら、資料の5ページで示されているような、いわゆる好循環が形成されているのかということを、予断を持たずに点検しながら問題解決に取り組むことが大事だと思っております。

これは、制度内の問題であるならば制度の改善ということだと思いますし、関連する諸制度との重複などが問題なのであれば整理をする。いずれにしても、事業者の目線に立つ取組が大切であると考えております。

以上でコメントでございます。

○大橋座長 ありがとうございます。オブザーバーの方も御参加いただいていると思いますので、オンラインで御参加になっていますが、もし御発言希望であればいただければと思います。池田オブザーバーでよろしいですか。お願いいたします。

○池田オブザーバー ありがとうございます。本日、提示いただいた論点整理案は、全体として、これまでの議論を踏まえてよく取りまとめていただいた内容になっていると思っております。その上で、各論に関して3点コメントさせていただきます。

17ページの認定管理統括事業者制度につきましては、脱炭素化を経営課題と捉えてグループ単位で取り組む事業者にとって、効率的、効果的にETSに対応する助けになると考えております。このような仕組みの導入をぜひお願いしたいと思えます。

次に、24ページ、排出量の検証に関しまして、考え方をお示しいただきありがとうございます。事業者の負担や検証機関のキャパシティを考慮の上、慎重に検討を進めていただければと思います。

3点目に、61ページ、既存制度との関係整理について、対応を行っていくと明確にしてください感謝申し上げます。省エネ法や温対法との重複を考慮した手続の簡素化は、様々な業界から心配の声が寄せられている点でございますので、ぜひ可能な限り簡素な手続にしていきたいと思います。

高度化法につきましては、E T Sとの間に、発電と小売、C O₂排出量と非化石電源比率といったターゲットの違いがあると理解しておりますが、電力ユーザーの立場からは、最終需要家が二重の負担を迫わないこと、そして、各小売事業者や需要家が宣言できる環境価値とその負担とがしっかり対応していること、この2点が重要と考えております。両制度の外形的な部分だけでなく、資料にお書きいただいたとおり、両政策の効果、結果がどのように相互作用するのかを踏まえた整理をお願いしたいと思います。

条例E T Sとの関係につきましては、事業者には二重の負担が生じたり、手続負担が過大になったりすることを懸念しております。ぜひ地方自治体との対話を進めていただければと思います。

最後に、今回、E T Sの骨格については一通りまとめて示していただいたと認識しておりますが、今後の検討事項とされている各業種の割当量の計算方法や、今日も御議論がありました上下限価格の具体的な水準などは、制度の詳細ではあっても、その設定いかんで極めて大きなインパクトをもたらします。今後も引き続き事業者と密にコミュニケーションをとっていただき、G X—E T Sが成長戦略としてのG Xの推進につながる制度となるよう、合理的、効果的な設計を進めていただきたいと思います。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋座長 ありがとうございます。

以上で一通り委員、オブザーバーの方から御意見をいただいたと思っておりますが、もし特段、追加であればいただければと思いますが。では、上野さん、お願いします。

○上野委員 大きな話ではないのですが、G X—E T Sのフェーズという概念は要るのかなと。第1フェーズと第2フェーズの間にはボランティアから義務的なものへの移行という明確な区切りがあるのですが、今回の資料にもあったように、ベンチマークやグランドファザリングは基準年に対してベンチマークであれば上位何%という数字を毎年下げていく、グランドファザリングであれば、その削減率を毎年決めていくという形であり、33年に有償オークションがあるわけですが、そこは特定事業者のオークション比率を決めていけば、自然に接合していく形になるので、フェーズという区切りがなくて

も、制度は成立します。先ほど高村先生がおっしゃっていたように、制度の調整も区切ってやるというよりは、毎年微修正を重ねていくということになると、フェーズ概念がどこで必要になるのかなとふと疑問に思ったのです。

あるとすれば、これがいいのか悪いのか分からないのですが、どこかのタイミングで基準年を再設定するタイミングでフェーズを区切るのはあり得るのかなと思いました。ベンチマークの上位何%も基準年のトップを下回る時期がいずれ出てくることなども考えると、どこかのタイミングでそういう基準年の再設定が必要なはずで、そこは細かい微修正というよりは大きな段差になるので、フェーズ概念が当てはまるのかなと。基準年の再設定をやるとすれば、その適切なサイクルは何年なのかがこのフェーズ概念と結びつくところであって、26年から開始するためには、これを今回決める必要はないのだけれども、論点としてはあるのかなと思いましたので、一応指摘しておきたいというところです。

以上になります。

○大橋座長 ありがとうございます。工藤さん、お願いします。

○工藤委員 恐縮です。高村先生が御指摘になった認定管理統括事業者制度の遵守の責任はどこにあるのかという御質問に絡んで、例えばその中にはベンチマークで量を設定する人と、グランドファザリングで量を設定する事業者が混ざっているとしたときの実際の遵守の仕方が、個別のベンチマークとグランドファザリングは設定方法が違うので、それぞれの目標を達成しなければいけないという考え方なのか、あくまでも量的に統合化して全体量として目標遵守をすればいいという考え方なのか、この辺、何かしら視野に入った検討が行われているのかお聞かせください。

○大橋座長 続いて、高村さん、お願いします。

○高村委員 申し訳ありません。2点だけ。

1つは、検証主体についてです。先ほど申し上げ損ねたのですが、御存じのとおり、サステナビリティ情報の開示の保証の議論は別に金融庁の場で進行しております。今、ざっと比較をすると、排出取引制度についてはスコープ1、法人単位、保証は制度上登録する機関、他方、制度開示、法定開示のほうはスコープ1、2、3、連結単位で、保証する主体については者なのか機関なのかにはまだ議論があるように思います。

企業の負担の観点から、できるだけ制度の整合性をとっていただくのがよいと考えます。目的が違うので、全てを合わせるというのは難しいかと思いますが。

もう一つは、事務局に対してのエールでもあるのですが、先ほど申し上げました

ように、この制度は実効性を確保した運用が非常に難しい制度だと思います。2026年4月から本格稼働していくわけですが、とりわけ26年、27年辺りは、本格稼働の試行期間というぐらいの気持ちで、運用しながらどこに課題があり、あるいは制度の改善点があるのかを見直していく、1つの実証としてやっていただきたいと思います。失敗ということではなくて、果敢にチャレンジしていただきたいと思います。

以上です。

○大橋座長 有村さん、お願いします。

○有村委員 非常に複雑な制度をこれから運営されていくというところで、ベンチマークも含めてこれからいろいろますます大変な作業が待っているところで恐縮ではあるのですが、今回、省エネ法と温対法とかE T Sの制度を簡素化して、一体化して、効率化するというところがあって、これはすごくいい方向だと思うのです。

例えば、検証とか認証とかというところも、国の制度でやると地方自治体でもそれを認めてもらえるような相互交流で、事業者の負担も、地方自治体の負担も簡素化できる。あるいは、恐らく東京、埼玉以外の都道府県でも、これから温暖化対策ということで排出削減に取り組んでいくことになっていると思うのです。そのときに、今回つくられるデータベースが地方自治体でも使えるし、地方の事業者が提出したものが、それで地方自治体への提出義務みたいな形で使えるような開かれたシステムができると、経済全体の効率性を考えたときにいいのかなと思っております。そういった視点も持っていただけるとありがたいなと。

本当にたくさん仕事がある中で、これを言うのは恐縮ではあるのですが、一応言わせていただきます。

○大橋座長 ありがとうございます。私も委員として2点だけなのですが、まず1点目、以前もちょっと議論になったと思うのですが、今日も皆さんご議論をいただきまして、最初から理想的なベストな形でスタートできると思わないほうがよくて、まずスタートできることが重要であって、それを徐々に良いものに変えていくということであると思います。

そういう意味でいうと、制度の上乗せというのは容易にできるのですが、削ることはなかなか難しかったりするのですが、そういうところも聖域なく、何のためにやっているのかということをしっかり念頭に置いてよりよい制度を考えていただければと思います。それが1点目です。

2点目は、ベンチマークに関わる部分かもしれませんが、これを実際にやり始めると、スコープ1だけの設備だとか、スコープ1・2混ざってしまっているとか、結構いろいろな者が出てくるのかなと思います。

今回スコープ1を見ているわけですが、全体としてCO₂を下げていくことが重要だと考えてみると、ベンチマークは、場合によると1、2合わせて見ながら、そうでないと、1の人が2にするために設備を切り離すみたいなことがどんどん起きてしまうと、そもそも安定供給のために持っているのに、だんだん安定供給が損なわれるみたいな変なドライブがかかってしまうことにもなるので、そこの辺り、1、2合わせてみながら、これを排出量取引のクレジットにどう持っていくのかというのは工夫が必要だと思いますが、そういうところも見ただけでいいのかなと思いました。

以上様々いただきましたが、事務局から感触があればと思いますが、吉高さん、お願いします。

○吉高委員 1点だけ、さっき言い忘れてしまったことがあって、60ページで、中小企業に対する取引の公正性というのを政府全体でやっていくということで、公取でグリーン事業者に対するガイダンスを一度出しているの、あそこで高性能取引とグリーンは別だということをきちっと書いてあるのです。ですから、今後もしこれが改定になるようであれば、ぜひここできちっと公取のほうでも検討していただくようにしていただきたいなと思っています。

以上です。

○若林参事官 大変たくさんの御意見・質問をいただきましたので、クイックに御説明したいと思います。

排出量取引制度に関する法案の策定作業を現在、行っております。来年のプロセスを考えたら、やはりベンチマークの作り込みをどのようにしていくかが肝になります。また、上下限価格をどこで設定するか。ここは非常に透明性の高さが求められる一方で、専門的・技術的な議論もあるので、まさに高村委員がおっしゃったところ、どこまで業界でしっかりやり、どこは中立的な方々と議論していくべきかというのは、しっかりと切り分けて考えていきたいと思っております。

この2つのほかに、もう1つ、我々が本当にやらなければいけないのが保証インフラの整備です。これがしっかり整備できなければ、他の制度ができて、場合によっては本当に動かない可能性すらあると思っています。そういう意味では、今、サステナ情報開示を

比較的大きな企業の皆様が既に監査法人の皆様と取り組んでおられますけれども、そういうところは継続して同様の保証インフラを活用していただくことを考えております。一方で、それ以外の方々、つまり、排出量取引制度の対象になるものの、まだGXリーグにも参画されていない企業様もいらっしゃいます。こういう方には、例えば他の品質保証機関がしっかり対応する。GXリーグを見ていても、実績報告・算定はかなり大変だと思っていまして、このところを、場合によっては、企業の皆様が第三者検証機関を本当にちゃんと見つけているかというのを一対一対応で全員確認するぐらいやらないといけないと思っており、それが我々にとって来年度の重要な仕事として残っていると認識しております。

望月委員がおっしゃったプロセスのところ、複数あるプロセスは、例えば鉄鋼メーカー、高炉メーカー等でも今後電動転換とか進めていきますので、そのときは高炉のプロセスは高炉プロセス、電炉プロセスは電炉プロセス、それ以外の事業をやっていたらグランドファザリングというように幾つかが組み合わさってくると思いますので、これは排出量のウェイトづけをして法人の排出枠を決めていくという形にしたいと思っています。

会計ルールは、ASBJのほうで今、財務会計上どういう扱いにするかというものの検討もお願いしておりまして、そういう中で具体的に明らかになってくるかなと思っています。

それから、高村委員がおっしゃった、あるいは工藤委員もおっしゃったところである、管理統括事業者がどこまでできるか。まず、手続の代行は絶対にできていると思っております。実績報告を代行・代表してやっていただくのはできているのですけれども、これの他に、グループを構成する3社で排出枠の償却を果たしたという形を認めるのかといったところは、法制局と我々が今後議論していかなければいけないところです。例えば未償却相当負担金という法律上の措置を課していくため、この未償却が誰だったかというのを法人単位でも把握しなければいけないと側面があつたりしますので、そういうところも考慮しながら、今後検討していきたいと考えています。

それから、外部クレジットについてです。今、基本的にはJークレジット、JCMのみの活用を認めていく方針ですけれども、例えば6条4項クレジットとかも将来的に全く排除されるのかということ、そうでもない気もしていまして、本当に相当量調整付きのクレジットがあり、それがNDCで貢献されるというものであれば、ボランタリークレジットであったとしても、本質的にはあり得るかなと思っています。まずはNDCにしっかり貢献す

るクレジットを我々としては優先していきたいという考え方でいるということでもあります。

伊藤委員からいただいたデータ不足の問題というのは、実は結構難しいところで、例えば2013年度を基準年度にしてほしいという企業の方もいらっしゃるのですが、当時のデータを持っておられない企業や、全く業態が変わってしまっている企業もかなりあって、どこまでさかのぼれるかというデータ不足の問題が露見しています。

上野委員がおっしゃったフェーズという概念のところで、NDCは少し意識せざるを得ないと思っていまして、そういう意味では、今回フェーズという概念が法律上登場するのかどうかというのは、まさに今、我々が検討しているところではあるのですが、基準年度排出量は2023年度から2025年度の3年間で固定するという感じで考えているのですが、まさにその後に洗い替えていく必要はないのか、NDCを踏まえてどうするのかというのはまさに論点だと思っていまして、今後しっかり検討していきたいと思っております。

有村委員からいただいた地方との関係については、吉高委員からもいただきましたけれども、制度としてどのような考え方で役割分担していくかというのは今、先行して議論はしているのですが、まず御指摘いただいたいろいろな手続面もかなりあるはずなので、そういうところは今後いろいろ勉強し、議論もしていきたいと思っているということでもあります。

最後に、大橋座長からいただいた点ですが、私たちは不断の見直しがポイントだと思っておりますので、そういう姿勢で、まずはスタートしてみて、いろいろやってみて、よりよいものにしていきたいと考えている次第であります。

私からは以上です。

○大橋座長 ありがとうございます。以上です。そろそろお時間も過ぎてしまったのですが、もし特段御意見があればと思いますが、おおむね出尽くした感じでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、本日、様々いただきましたので、事務局はお体を壊さない程度でぜひ頑張っていたいただければと思います。

それでは、最後に、龍崎GX実行推進室次長、土居GX実行推進室次長より一言いただければと思います。まず土居様からお願いします。

○土居次長 土居でございます。

本日を含めまして、このワーキンググループで様々議論をいただきまして、誠にありがとうございます。本制度につきましては、経済成長と2050年カーボンニュートラルを同時

達成していくための極めて重要なツールでございます。これを政府全体をもって仕上げていくというのは大きな使命だと考えておりますので、これまでいただきました御意見も踏まえまして、ワーカブルな制度に仕上げていきたいと思っております。

ただ、国際情勢、社会情勢、また企業のありようなども変化してまいりますので、それに対応すべく、引き続きの御指導を賜れればと思います。誠にありがとうございます。

○大橋座長 土居次長、ありがとうございます。続いて、龍崎次長、お願いいたします。

○龍崎次長 本日も非常に濃密な御議論ありがとうございました。今回は最終回ということで、今後必要な検討を加えた上で、GX2040ビジョンにも反映させまして、年末にGX実行会議でも御議論いただいた上で、来年いよいよ法制化をしてまいりたいと思います。

今日も御議論があったように、肝は細部なので、法律をつくったら終わりということではなくて、むしろこれから詰めなければいけないところを検討していくことになってまいりますので、ゴールというよりも、これまでの御議論を経て、ようやくスタートラインに立たせていただいたということかと思っております。

皆様もここまで議論したら十分だろうと思われているかもしれませんが、今後の様々な検討に当たっても、ぜひお力をお借りしたいと思っておりますので、末永く今後も御指導いただくことをお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○大橋座長 龍崎次長、ありがとうございました。

全5回、大変熱心な御議論を改めまして感謝申し上げます。今、龍崎次長からありましたが、一応今回で終わりということなのですから、引き続き皆さん、様々な形でぜひ制度の発展、皆さんは生みの親ですから、子供の発展を見守っていただいて、たまにむち打って、たまに撫でて頂いて、育てていただければということだと思います。

本日は大変ありがとうございました。これにて閉会となります。

——了——